

## お知らせ

### 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用推進並びに一般名処方について

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、入院及び外来において、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用にあたっては、品質確保・十分安全な情報提供等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力お願いいたします。

さらに、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施していますが、現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。そこで、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※1)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

なお、令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品(※2)を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養費(※3)として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではないため消費税が別途かかります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

※1 一般名処方とは：お薬の「商品名」ではなく、「有効成分＝一般名」を処方箋に記載することです。そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

※2 長期収載品とは：後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置き換え率が50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※3 選定療養とは：保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の1つで、保険外診療にあたるものです。他には入院の際に患者さんの希望で個室を選ばれた場合の差額ベッド代等がこれに該当します。